

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業
補助対象者について（補足）

○承継の場合

- ・診療所の承継については、開設者の変更のほか、医療法人が開設者の場合などは、実態に応じ「管理者の変更」をもって承継とする場合があります。
- ・診療所の承継が「管理者の変更」により行われる場合は、開設者、新旧管理者、その関係等を記載した資料（様式任意）を添付し応募してください。

（参考）重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 募集要領

3 補助対象者

支援区域において、令和6年12月17日（令和6年度国補正予算成立日）
以降に、診療所を承継・開業した診療所（予定を含む）